

I 国産花きイノベーション推進事業

第1 趣旨

要綱第2の1の国産花きイノベーション推進事業の実施に当たっては、要綱に定めるもののほか、以下に定めるところによる。

第2 事業実施主体

1 要綱別表Iの1の事業実施主体となる花き振興地域協議会（以下「地域協議会」という。）について、生産局長が別に定める要件は次の（1）から（3）までに掲げるとおりとする。

- （1）都道府県、花き業界関係者等（生産者、研究者、流通業者、販売業者等）により地域協議会が構成されていること。ただし、都道府県、生産者及び流通業者は必須の構成員とする。
- （2）事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約が定められていること。
- （3）協議会規約において、一の手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

2 要綱別表Iの1の2の事業実施主体となる花き生産供給力強化協議会（以下「生産強化協議会」という。）について、生産局長が別に定める要件は、花き生産者及び流通業者により生産強化協議会が構成されていることとする。なお、花き生産者及び流通業者は、事業内容ごとに一の生産強化協議会にのみ属することができるものとする。

また、生産強化協議会には、必要に応じて、市町村、花き業界関係者等（研究者、販売業者）、民間企業、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、学校法人、特殊法人、許可法人、独立行政法人、協議会（地域協議会及び生産強化協議会以外のもの）が参画できるものとする。ただし、生産強化協議会の構成員中に1に定める地域協議会の構成員を兼ねる者が含まれる場合には、第3の1の（2）に定めるアからキまでの取組のうち、当該地域協議会が実施するものは実施することができないものとする。

3 要綱別表のIの事業実施主体のうち、要綱別表のIの1の2のうち生産強化協議会及びIの2の事業実施主体となる協議会は、1の（2）及び（3）の要件を満たす協議会とする。

第3 事業の内容

本事業により実施することができる事業内容は、次に掲げるとおりとする。

1 地区推進事業

(1) 花き関係者の連携への支援

ア 地域協議会の運営

地域の花き振興の方策等を検討するための会議を開催するなど、地域協議会の運営を行う。

イ 産地間連携の取組の実施

国産花きの生産拡大に向けて、複数の産地が連携したりレー出荷のための出荷時期の調整、価格交渉可能なロットでの産地ブランドの立ち上げ、生産技術の高度化や品質の平準化等のための技術交流会の開催や生産技術マニュアルの作成等を実施する。

(2) 国産花きの強みを活かす生産・供給体制の強化

生産者とマーケットニーズを的確に捉えた流通業者等が連携して取り組む国産花きの強みを活かす産地づくりを後押しするため、以下の事業を実施するものとする。

ア 需要に応じた国産花きの生産及び安定供給技術の実証

需要に応じた国産花きの生産及び安定供給体制の確立を図るため、次の全ての取組を実施するものとする。

(ア) 検討会の開催

事業実施主体の構成員が連携して策定する戦略、栽培管理技術マニュアルの作成の企画、効果的・効率的な普及方法等を検討するための会議を開催する。

なお、戦略には、特に、マーケットニーズ、取組に当たっての課題、取組品目・品種、実証内容、販売先、販売目標等今後の取組方針、その他知見を活かした方策等を記載する。

(イ) 栽培管理技術の実証及び販売評価調査

(ア) に定める検討会において策定する戦略に基づき、栽培周期の短縮や収穫時期の移動、低コスト栽培等が可能となる栽培管理技術の実証を行うとともに、実証の取組により栽培された花きに対するバイヤー・消費者の販売評価（バイヤーの購入見込み等の評価や実際に消費者等に販売したことにより得られた評価をいう。以下同じ。）等を、慣行栽培された花きと比較する観点から調査する。

実証及び販売評価調査終了後には、その成果を取りまとめた報告書を作成する。なお、報告書には、特に、確立した栽培管理技術体系の内容、コスト低減効果等を含む実証結果、品質差や販売価格差等を含む販売評価調査結果その他、取組によって得られた知見を活かした意見等を記載する。

(ウ) マニュアルの作成

(イ) の実証結果を基に栽培管理技術マニュアルを作成し、ホームページで公表するなど、広く普及活動を行う。

イ 少量花材等の生産及び安定供給技術の実証

生け花等の伝統文化に供される少量花材等の花材（以下「少量花材等」と

いう。)の生産及び安定供給体制の確立を図るため、次の全ての取組を実施するものとする。

(ア) 検討会の開催

事業実施主体の構成員が連携して策定する戦略、栽培管理技術マニュアルの作成の企画、効果的・効率的な普及方法等を検討するための会議を開催する。

なお、戦略には、特に、マーケットニーズ、取組に当たっての課題、取組品目・品種、実証内容、販売先、販売目標や伝統文化の継承のための方針等今後の取組方針、その他知見を活かした方策等を記載する。

(イ) 栽培管理技術の実証及び販売評価調査

(ア)に定める検討会において策定する戦略に基づき、少量花材等の生産及び安定供給のための栽培管理技術の実証を行うとともに、実証の取組により栽培された少量花材等に対するバイヤー・消費者の販売評価等を、慣行栽培された少量花材等と比較する観点から調査する。

実証及び販売評価調査終了後には、その成果を取りまとめた報告書を作成する。なお、報告書には、特に、確立した栽培管理技術体系の内容、コスト低減効果等を含む実証結果、品質差や販売価格差等を含む販売評価調査結果その他、取組によって得られた知見を活かした意見等を記載する。

(ウ) マニュアルの作成

(イ)の実証結果を基に栽培管理技術マニュアルを作成し、ホームページで公表するなど、広く普及活動を行う。

ウ 産地と加工業者、市場関係者等の広域連携による花き加工技術等の実証

国産花きの強みを活かす生産・供給体制の強化に向けて、産地と加工業者、市場関係者等の連携による加工技術の高度化等を図るため、次の全ての取組を実施するものとする

(ア) 検討会の開催

事業実施主体の構成員が連携して策定する戦略、加工技術等マニュアルの作成の企画、効果的・効率的な普及方法等を検討するための会議を開催する。

なお、戦略には、特に、マーケットニーズ、取組に当たっての課題、取組品目・品種、実証内容、販売先、販売目標等今後の取組方針、その他知見を活かした方策等を記載する。

(イ) 加工技術の高度化等の実証及び販売評価調査

(ア)に定める検討会において策定する戦略に基づき、加工向け花きについて、鮮度を保持しつつ消費者へ安定供給するための加工技術や流通の高度化の実証を行うとともに、実証の取組により加工された花きに対するバイヤー・消費者の販売評価等を、既存の商品と比較する観点から調査する。

実証及び販売評価調査終了後には、その成果を取りまとめた報告書を作成する。なお、報告書には、特に、確立した加工技術等の内容、日持ち期

間向上効果等を含む実証結果、品質差や販売価格差、高付加価値商品に対する消費者の満足度等を含む販売評価調査結果その他、取組によって得られた知見を活かした意見等を記載する。

(ウ) マニュアルの作成

(イ) の実証結果を基に加工技術等マニュアルを作成し、ホームページで公表するなど、広く普及活動を行う。

エ 産地における病虫害防除技術等の実証

切り花類の生産過程での病虫害の防除や国内外の流通販売過程での病虫害によるリスクの発生を予防するための技術の確立を図るため、次の全ての取組を実施するものとする。

(ア) 検討会の開催

事業実施主体の構成員が連携して策定する戦略、防除技術等マニュアルの作成の企画、効果的・効率的な普及方法等を検討するための会議を開催する。

なお、戦略には、特に、マーケットニーズ、取組に当たっての課題、取組品目・品種、実証内容、販売先、販売目標等今後の取組方針、その他知見を活かした方策等を記載する。

(イ) 防除技術等の実証及び販売評価調査

(ア) に定める検討会において策定する戦略に基づき、病虫害の防除技術や鮮度を保持しつつ流通させ、病虫害の発生を予防する技術の実証を行うとともに、実証の取組により病虫害の防除や予防が施された花きに対するバイヤー・消費者の販売評価等を、既存の商品と比較する観点から調査する。

実証及び販売評価調査終了後には、その成果を取りまとめた報告書を作成する。なお、報告書には、特に、確立した防除技術等の内容、病虫害低減効果や日持ち期間向上効果等を含む実証結果、品質差や販売価格差等を含む販売評価調査結果その他、取組によって得られた知見を活かした意見等を記載する。

(ウ) マニュアルの作成

(イ) の実証結果を基に防除技術等マニュアルを作成し、ホームページで公表するなど、広く普及活動を行う。

オ 産地から販売先までの一貫した温度管理技術の実証

国産花きの強みを活かす生産・供給体制の強化に向けて、産地から販売先まで一貫して温度管理を行う技術の確立を図るため、次の全ての取組を実施するものとする。

(ア) 検討会の開催

事業実施主体の構成員が連携して策定する戦略、温度管理技術マニュアルの作成の企画、効果的・効率的な普及方法等を検討するための会議を開催する。

なお、戦略には、特に、マーケットニーズ、取組に当たっての課題、取

組品目・品種、実証内容、販売先、販売目標等今後の取組方針、その他知見を活かした方策等を記載する。

(イ) 温度管理技術の実証及び販売評価調査

(ア) に定める検討会において策定する戦略に基づき、産地から販売先まで一貫して温度管理を行う技術の実証を行うとともに、実証の取組により温度管理技術を施された花きに対するバイヤー・消費者の販売評価等を、既存の商品と比較する観点から調査する。

実証及び販売評価調査終了後には、その成果を取りまとめた報告書を作成する。なお、報告書には、特に、確立した温度管理技術の内容、日持ち期間向上効果等を含む実証結果、品質差や販売価格差等を含む販売評価調査結果その他、取組によって得られた知見を活かした意見等を記載する。

(ウ) マニュアルの作成

(イ) の実証結果を基に温度管理技術マニュアルを作成し、ホームページで公表するなど、広く普及活動を行う。

カ 生産・加工・流通における日持ち性の向上のための品質管理技術の実証

国産花きの強みである日持性を向上させるための品質管理技術の高度化を図るため、次の全ての取組を実施するものとする。ただし、①農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号）第4条第1項の規定に基づき申出が行われた生産管理に係る取組の推進、②平成26年度から平成29年度まで実施していた全国推進事業「花き日持ち性向上対策実証事業」の成果に基づく実証活動及び③これらに準ずる取組に限るものとする。

(ア) 検討会の開催

事業実施主体の構成員が連携して策定する戦略、品質管理技術マニュアルの作成の企画、効果的・効率的な普及方法等を検討するための会議を開催する。

なお、戦略には、特に、マーケットニーズ、取組に当たっての課題、取組品目・品種、実証内容、販売先、販売目標等今後の取組方針、その他知見を活かした方策等を記載する。

(イ) 品質管理技術の高度化の実証及び販売評価調査

(ア) に定める検討会において策定する戦略に基づき、採花後の品質管理技術の高度化の実証を行うとともに、実証の取組により品質管理された花きに対するバイヤー・消費者の販売評価等を、既存の商品と比較する観点から調査する。

実証及び販売評価調査終了後には、その成果を取りまとめた報告書を作成する。なお、報告書には、特に、確立した品質管理技術の内容、日持ち期間向上効果等を含む実証結果、品質差や販売価格差等を含む販売評価調査結果その他、取組によって得られた知見を活かした意見等を記載する。

(ウ) マニュアルの作成

(イ) の実証結果を基に品質管理技術マニュアルを作成し、ホームページで公表するなど、広く普及活動を行う。

キ 盆栽等の育苗期間短縮化技術、効果的・効率的な隔離栽培や消毒方法等の実証

盆栽等の輸出拡大に向けた生産及び安定供給体制の確立を図るため、次の取組を実施するものとする。ただし、(ア)及び(エ)は必ず行い、(イ)及び(ウ)は双方又はいずれかを必ず行うものとする。

(ア) 検討会の開催

事業実施主体の構成員が連携して策定する戦略、育苗技術等マニュアルの作成の企画、効果的・効率的な普及方法等を検討するための会議を開催する。

なお、戦略には、特に、マーケットニーズ、取組に当たっての課題、取組品目・品種、実証内容、販売先、販売目標等今後の取組方針、その他知見を活かした方策等を記載する。

(イ) 盆栽や植木の育苗期間短縮化技術の実証及び販売評価調査

(ア)に定める検討会において策定する戦略に基づき、盆栽や植木の育苗期間短縮化技術の実証を行うとともに、実証の取組により育苗期間の短縮化された盆栽や植木に対するバイヤーの販売評価等を、既存の商品と比較する観点から調査する。

実証及び販売評価調査終了後には、その成果を取りまとめた報告書を作成する。なお、報告書には、特に、確立した育苗期間短縮化技術の内容、育苗期間短縮効果等を含む実証結果、品質差や販売価格差等を含む販売評価調査結果その他、取組によって得られた知見を活かした意見等を記載する。

(ウ) 盆栽や植木、鉢物の効果的・効率的な隔離栽培や消毒方法等の実証及び販売評価調査

(ア)に定める検討会において策定する戦略に基づき、商品流通が期待される輸出先国・地域及び品目ごとに、効果的・効率的な隔離栽培や消毒方法等の実証を行うとともに、実証の取組により隔離栽培等された盆栽等に対するバイヤーの販売評価等を、既存の商品と比較する観点から調査する。

実証及び販売評価調査終了後には、その成果を取りまとめた報告書を作成する。なお、報告書には、特に、確立した方法の内容、植物体への薬害の低減率や根洗い等の作業時間の短縮化率等を含む実証結果、品質差や販売価格差等を含む販売評価調査結果その他、取組によって得られた知見を活かした意見等を記載する。

(エ) マニュアルの作成

(イ)又は(ウ)の実証結果を基に育苗技術等マニュアルを作成し、ホームページで公表するなど、広く普及活動を行う。

(3) 国産花きの需要拡大

ア フラワーコンテスト、シンポジウム等の開催

我が国の高度な花き生産技術の更なる向上に資するとともに、我が国に根

ざす豊かな花文化や花のある暮らしの紹介等を通して、花きの魅力を発信し花きの利用増進を啓発するため、次の取組を実施するものとする。なお、実施に当たっては全国推進事業「くらしに花を取り入れる新需要創出事業」等により作成されたパンフレット・ポスター等の配布・掲示を検討することとする。

(ア) 検討会の開催

事業を効率的に実施するため、イベント会社、マスコミ関係者、花き業界関係者、商工会議所等が一体となって、催しの内容、開催時期、場所等を検討するための会議を開催する。

(イ) フラワーコンテスト、花文化の展示会等の開催

a フラワーコンテストの実施

開催地域で生産された花き等の品評会を開催するとともに、優秀な出品物については表彰を行い、展示する。

b 秀品花きの展示

高度な国産花きの生産技術を紹介するため、世界的なコンテスト等で高く評価された花きを展示し、その際、秀品花きであることを明記し、紹介する。

c 花文化の展示

生け花等の伝統文化やフラワーアレンジメント等日常生活における花きの利用増進を図る新たな花文化の継承・普及のための花文化の展示会を開催する。

(ウ) シンポジウム、講演会等の開催

a シンポジウム等の開催

花き業界関係者、教育機関関係者、花育実施者等の花き関係者を招き、花きを取り入れた暮らしの啓発に資するシンポジウム等を開催する。

開催に当たっては、シンポジウムのテーマに沿った実例展示を行う。

b 講演会等の開催

花きを用いた活動を行っている者や研究者等を招き、講演会等を開催する。

(エ) 効果分析の実施

(イ) 又は (ウ) を実施した地域の生花店等に対し、アンケート等の方法で消費実態調査を行い、事業実施による花きの消費量の増加率に関する効果分析を実施する。

イ 学校・福祉施設等での花育体験推進

地域において、小中学生等に対する花育体験や福祉施設での花や緑を利用した園芸体験等（以下「花育等」という。）を行うため、次の取組を実施するものとする。

(ア) 検討会の開催

事業を効率的に実施するため、学識経験者、教育関係者、花育活動実施者、福祉関係者、生産者等が一体となって、花育等に関する課題や成果を

整理するとともに、既に花育等を実施している関係機関や団体との調整、花育等の実施学校・施設の選定、花育等の進め方、花育等の成果の取りまとめ方法等を検討するための会議を開催する。

(イ) 花育体験及び福祉園芸体験の実施

a 学校等での花育体験

小中学校等での授業やコミュニティガーデン（地域住民の団体が主体となって、地域内の土地を管理・運営し、花き等の園芸作物の栽培を行う活動をいう。）等を活用した取組として花育体験を実施する。（花きの生産者が参加する取組又は花きの生産者・産地の見学を伴う取組に限る。）

b 福祉施設等での福祉園芸体験

福祉施設等において、創作活動、リハビリテーション及びメンタルヘルス対策の一環として花や緑を利用した園芸体験を実施する。（花きの生産者が参加する取組又は花きの生産者・産地の見学を伴う取組に限る。）

(ウ) 花きの効用の普及

(イ) に参加する者その他必要な者に対して、花きが人体や人間の活動に与える効用に関する情報等の普及を図るため、研修会等を実施する。

(エ) 効果分析の実施

a 事業実施主体は、(イ) の a に参加する学校の生徒、保護者その他必要な者に対して、花育体験終了後にアンケートを実施する。

b 事業実施主体は、(イ) の a に参加した生徒の保護者に対して追跡調査を行い、継続的な花育の実施による花きの消費量の増加、購買頻度の変化等の効果分析を実施する。

c 事業実施主体は、(イ) の b に参加する福祉施設の入所者、施設の関係者その他必要な者に対し、福祉園芸体験のアンケート（体験前から体験後にかけての体調や精神衛生の状態の変化等がわかるものに限る。）を実施する。

また、福祉施設のかかりつけ医師等がいる場合、体験前から体験後にかけての入所者の身体的及び精神状態に関する所見を確認し、記録するものとする。

d 事業実施主体は、(イ) の b に参加した福祉施設の関係者に対して追跡調査を行い、継続的な福祉園芸体験の実施による花きの消費量の増加、購買頻度の変化等に関する効果分析を実施する。

(オ) 成果の普及

(イ) や (エ) の取組の成果をホームページで公表するなど、広く普及活動を行う。

2 全国推進事業

くらしに花を取り入れる新需要創出事業

花きの無購買層・低購買層を中心に働きかけを行うことにより、日常生活にお

ける花きの利用増進を図るため、花き業界関係者と異業種（食品、服飾、インテリア等）が連携して、次の取組を実施するものとする。

（１）検討会の開催

事業の効率的な実施を図るため、花き業界関係者と異業種（食品、服飾、インテリア等）、マスコミ等が一体となって、全国普及活動の実施内容・場所、花き活用パンフレットの内容、地域協議会との連携等を検討するための会議を開催する。

（２）全国普及活動及び効果分析の実施

ア 花きの利用増進のための異業種と連携した講演・展示等の実施

日常生活における花きの利用増進を図るため、異業種（食品、服飾、インテリア等）と連携し、テーブル装花や花きとインテリアの組合せ等、くらしの中での花きの利用方法を消費者に提案する講演会や花きの展示会等を実施する。

イ 新たな物日（ものび）を創出・普及するための活動の実施

母の日に代表される花きの消費が多い特別な日、いわゆる物日（ものび）を新たに創出・普及するため、文化評論家やコメンテーター等による講演会や花きの展示会等を実施する。

ウ 効果分析の実施

アやイにおいて実施した活動による花きの消費量への影響を定量的に把握するため、アンケート等による消費実態調査を実施し、花きの消費量の推計等の効果分析を行う。

なお、花きの需要創出活動に当たってソーシャルメディア等を利用する場合であって、当該ソーシャルメディア等を介して入手する消費者の反応に関するデータに基づいて、需要創出活動に対する消費者の反応と花きの消費量との間の相関関係の有無や内容を明らかにすることができる場合は、電話や郵便等によるアンケート等の実施に代えて、当該データに基づく効果分析を行うことも可能とする。

（３）花き活用パンフレット等の作成

くらしの中での花きの利用方法を消費者に提案するパンフレットやポスター等を作成し、配布する。

（４）ホームページの作成

（２）の全国普及活動の内容や（３）で作成したパンフレットの内容等を広く一般に周知するためのホームページを作成し、公開・運営する。

第４ 事業の実施期間

要綱第３の１の生産局長が別に定める地区推進事業の事業実施期間は、事業計画の承認を受けた年度内とする。

第５ 事業の成果目標

１ 要綱第４の１の成果目標は次に掲げるとおりとする。

(1) 地区推進事業

事業実施主体は、次のアに加えて、取組の内容に応じてイからエまでにより目標を設定するものとする。なお、目標は品目単位で設定できるものとする。

ア 当該事業実施主体の活動区域における花きの生産又は販売の数量若しくは金額を直近年度の実績値と比して110%以上とする目標を設定するものとする。

イ 第3の1の(2)のア、イ、エ、オ、カ又はキを実施する場合は、当該事業実施主体が実施する各取組の内容に応じた定量的な数値目標（例：生産コストの削減率、日持ち性の向上率、育苗期間の短縮率等）を設定するものとする。

ウ 第3の1の(2)のウを実施する場合には、加工技術実証における付加価値向上商品（花束・加工花材等）の生産量の目標を設定するものとする。この場合において、既に加工業務を行っている事業実施主体の場合は、直近年度の実績値と比して110%以上とする目標を設定するものとする。

エ 第3の1の(3)を実施する場合は、当該事業実施主体の活動区域における花きの消費量又は消費金額を直近の実績値と比して110%以上とする目標及び取組に参加した花きの生産者及び販売業者の出荷量、出荷額、取扱量又は売上高のいずれかを直近の実績値と比して110%以上とする目標を設定するものとする。

(2) 全国推進事業

第3の2を実施する場合は、講演会等への入場者数、新しい物日（ものび）の認知度及び消費量の増加率等の定量的な数値目標を設定するものとする。

2 要綱第4の2の生産局長が別に定める成果目標の目標年度は次に掲げるとおりとする。

(1) 地区推進事業

平成33年度

(2) 全国推進事業

平成31年度

第6 事業実施計画

1 地区推進事業の事業実施主体は、要綱第5の1の(1)に基づき、国産花きイノベーション推進事業の事業実施計画を別記様式第1号別添1により作成する。作成した事業実施計画は、事業を実施することとされている地域を一の地方農政局が所管する事業実施主体（以下「域内地区推進事業実施主体」という。）にあっては当該地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に、複数の地方農政局が所管する事業実施主体（以下「広域地区推進事業実施主体」という。）にあっては生産局長に、それぞれ提出するものとする。

2 要綱第5の1の(3)及び(6)の生産局長が定める重要な変更については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実施主体の変更
 - (2) 要綱別表のⅠの事業内容の欄の取組の新設又は中止
 - (3) 事業費の3割を超える増及び国庫補助金の増
 - (4) 事業費の3割を超える減及び国庫補助金の3割を超える減
- 3 全国推進事業を実施しようとする事業実施主体（以下「全国推進事業実施主体」という。）は、要綱第5の1の（4）に基づき、事業実施計画を別記様式第1号別添2により作成し、生産局長に提出するものとする。

第7 事業の承認及び着手

- 1 事業の承認については、要綱第5の2によるほか、次の（1）及び（2）に基づき行うものとする。

- (1) 地方農政局長は、域内地区推進事業実施主体から提出された事業実施計画について、次の要件を全て満たす場合に限り、予算の範囲内で、要綱第5の2に基づく承認を行うものとする。

ア 事業実施主体が第2の要件を満たす組織であること

イ 事業の取組内容に応じて第5に定める成果目標が定められていること

- (2) 地方農政局長は、（1）により事業実施計画の承認を行う場合は、当該承認を受ける域内地区推進事業実施主体に対し、別記様式第2号により、承認した旨を通知するものとする。また、それ以外の事業実施主体に対しては、承認されなかった旨を通知するものとする。

- (3) 生産局長は、第6の1により広域地区推進事業実施主体及び第6の3により全国推進事業実施主体から提出された事業実施計画について、要綱第5の2の（1）に定める選定審査委員会において選定に係る審査を実施し、妥当であると認める場合は、これを承認し、承認された事業実施主体に対して別記様式第2号により、承認した旨を通知するものとする。また、承認されなかった者に対しては、承認されなかった旨を通知するものとする。

- (4) 別に定める公募要領により選出された補助金等候補者については、事業実施計画の承認を得たものとみなすことができる。

2 事業の着手

- (1) 事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に着手するものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に事業に着手する場合にあっては、域内地区推進事業実施主体は、あらかじめ、地方農政局長の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第3号により、地方農政局長に提出するものとする。

- (2) (1)のただし書により交付決定前に事業に着手する場合にあっては、域内地区推進事業実施主体は、事業について、事業の内容が的確となり、かつ補助金の交付が確実となつてから、着手するものとする。

この場合において、域内地区推進事業実施主体は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、域内地区推進事業実施主体は、交付決定前に事業に着手した場合には、産地活性化総合対策事業推進費補助金等交付要綱（平成23年4月1日付け22生産第10889号農林水産事務次官依命通知）（以下「交付要綱」という。）第4の規定による申請書（以下「交付申請書」という。）の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

- (3) 地方農政局長は、(1)のただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう域内地区推進事業実施主体を指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。
- (4) 広域地区推進事業実施主体及び全国推進事業実施主体の事業の着手については、(1)から(3)までの規定を準用する。この場合においては、(1)及び(3)の「地方農政局長」を「生産局長」と読み替えるものとする。

第8 事業実施状況の報告等

- 1 地区推進事業の事業実施主体は、要綱第6の1に基づき、別記様式第4号別添1により当該年度の事業実施状況を作成し、翌年度の7月末日までに、域内地区推進事業実施主体にあつては地方農政局長に、広域地区推進事業実施主体にあつては、生産局長に、それぞれ提出するものとする。
- 2 地方農政局長は、1の事業実施状況の報告内容について検討し、成果目標に対して事業の進捗が遅れていると判断される場合等には、事業実施主体に対し改善の指導を行うなど必要な指導を行うものとする。
- 3 全国推進事業実施主体は、要綱第6の3に基づき、別記様式第4号別添2により当該年度の事業実施状況について、翌年度の7月末日までに生産局長に提出するものとする。
- 4 生産局長は、1及び3の事業実施状況の報告内容について検討し、成果目標に対して事業の進捗が遅れていると判断される場合等には、事業実施主体に対し改善の指導を行うなど必要な指導を行うものとする。

第9 事業の評価

- 1 域内地区推進事業実施主体は、要綱第7の1に基づき、別記様式第5号により事業実施主体による事業評価及びその報告を作成し、目標年度の翌年度の7月末日までに地方農政局長に提出するものとする。
- 2 要綱第7の2に基づく地方農政局長による評価は、要綱第7の1に規定する事業実施主体の事業評価が、成果目標の達成度及び成果目標の達成に向けて実施した取組の内容に関し適正になされているかどうかについて行うものとし、その結果、事業評価が適切になされていないと判断される場合には、事業実施主体に対し、再度適切に評価を実施するよう指導するものとする。

- 3 地方農政局長は、要綱第7の1により提出を受けた事業評価シートの内容について、必要に応じて関係部局で構成する検討会を開催し、別記様式第6号によりその評価を行うものとする。

なお、事業評価に当たっては、事業評価シートの内容を確認するとともに、必要に応じ事業実施主体から聞き取りを行い、評価結果を取りまとめることとする。
- 4 地方農政局長は、生産局長に対し、検討会開催後速やかに評価結果を報告するものとする。
- 5 地方農政局長は、事業評価の結果について、速やかに公表するものとする。なお、公表は、別記様式第6号により行うものとする。
- 6 目標年度において、成果目標が達成されていないと判断される場合、地方農政局長は当該事業実施主体に対し、引き続き目標達成に取り組むよう指導するとともに、指導を行ってから1ヶ月以内に、目標達成に向けた改善計画を別記様式第7号により提出させるものとする。
- 7 地方農政局長は、6により事業実施主体を指導した場合には、その内容及び改善計画の写しを生産局長に報告するものとする。
- 8 地方農政局長は、当該取組終了後、事業実施主体に対し再度事業評価シートを提出させるものとする。
- 9 広域地区推進事業実施主体は、要綱第7の1に基づき別記様式第5号により、全国推進事業実施主体は、要綱第7の7に基づき別記様式第8号により、それぞれ事業実施主体による事業評価及びその報告を作成し、目標年度の翌年度の7月末日までに生産局長に提出するものとする。
- 10 生産局長は、9の事業実施主体からの報告を受けた場合には、内容を点検評価し、広域地区推進事業については別記様式第6号に、全国推進事業については別記様式第9号に、それぞれ評価結果をとりまとめ、速やかに公表するとともに、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。
- 11 生産局長は、広域地区推進事業実施主体が生産局長に提出した事業評価について、目標年度において、成果目標が達成されていないと判断する場合、当該広域地区推進事業実施主体に対し、引き続き目標達成に取り組むよう指導するとともに、指導を行ってから1ヶ月以内に、目標達成に向けた改善計画を別記様式第7号により提出させるものとする。

第10 補助対象経費

本事業による補助対象とする経費は、第3に掲げる各取組を実施するに当たって直接要する別紙の経費のうち本事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。

なお、その経理に当たっては、別紙の費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分して経理を行うこととする。

1 地区推進事業

(1) 花き関係者の連携への支援

ア 地域協議会の運営に係る経費のうち、通信運搬費、印刷製本費、委員旅費、

謝金、賃金等とする。

イ 産地間連携の取組の実施に係る経費のうち、通信運搬費、印刷製本費、消耗品費、専門家旅費、謝金、賃金等とする。

(2) 国産花きの強みを活かす生産・供給体制の強化

ア 需要に応じた国産花きの生産及び安定供給の実証

(ア) 検討会の開催に係る経費のうち、通信運搬費、印刷製本費、委員旅費、専門家旅費、謝金、賃金等とする。

(イ) 栽培管理技術の実証及び販売評価調査に係る経費のうち、実証に必要な備品費、通信運搬費、借上げ費（ほ場、品質分析に必要な測定機器等）、印刷製本費、消耗品費、専門家旅費、謝金、ほ場管理のための賃金、委託費等とする。ただし、実証に係る生産資材費（種苗費、肥料費、農薬費等）を除く。

(ウ) マニュアルの作成に係る経費のうち、印刷製本費、謝金等とする。

イ 少量花材等の生産及び安定供給技術の実証

(ア) 検討会の開催に係る経費のうち、通信運搬費、印刷製本費、委員旅費、専門家旅費、謝金、賃金等とする。

(イ) 栽培管理技術の実証及び販売評価調査に係る経費のうち、通信運搬費、借上げ費、印刷製本費、原材料費、消耗品費、専門家旅費、謝金、賃金等とする。

(ウ) マニュアルの作成に係る経費のうち、印刷製本費、謝金等とする。

ウ 産地と加工業者、市場関係者等の広域連携による花き加工技術等の実証

(ア) 検討会の開催に係る経費のうち、通信運搬費、印刷製本費、委員旅費、専門家旅費、謝金、賃金等とする。

(イ) 加工技術の高度化等の実証及び販売評価調査に係る経費のうち、実証に必要な備品費、通信運搬費、借上げ費（低温化設備、花き加工用機器、鮮度管理用機器等）、印刷製本費、消耗品費、専門家旅費、賃金、委託費等とする。ただし、自らの営利活動に要する経費を除く。

(ウ) マニュアルの作成に係る経費のうち、印刷製本費、謝金等とする。

エ 産地における病虫害防除技術等の実証

(ア) 検討会の開催に係る経費のうち、通信運搬費、印刷製本費、委員旅費、専門家旅費、謝金、賃金等とする。

(イ) 防除技術等の実証及び販売評価調査に係る経費のうち、通信運搬費、借上げ費（低温加工施設、差圧予冷庫等）、印刷製本費、栽培時の病虫害の防除に必要な生産資材費、賃金等とする。ただし、自らの営利活動に要する経費は除く。

(ウ) マニュアルの作成に係る経費のうち、印刷製本費、謝金等とする。

オ 産地から販売先までの一貫した温度管理技術の実証

(ア) 検討会の開催に係る経費のうち、通信運搬費、印刷製本費、委員旅費、専門家旅費、謝金、賃金等とする。

(イ) 温度管理技術の実証及び販売評価調査に係る経費のうち、実証に必要な

備品費、通信運搬費、借上げ費（低温下での加工施設、差圧予冷庫、分析機器等）、印刷製本費、消耗品費、専門家旅費、謝金、賃金、委託費等とする。ただし、自らの営利活動に要する経費を除く。

(ウ) マニュアルの作成に係る経費のうち、印刷製本費、謝金等とする。

カ 生産・加工・流通における日持ち性向上のための品質管理技術の実証

(ア) 検討会の開催に係る経費のうち、通信運搬費、印刷製本費、委員旅費、専門家旅費、謝金、賃金等とする。

(イ) 品質管理技術の高度化の実証及び販売評価調査に係る経費のうち、通信運搬費、実証試験に必要な備品費、測定機器等の借上げ費、印刷製本費、消耗品費、専門家旅費、謝金、賃金、委託費等とする。ただし、営利活動に要する経費を除く。

(ウ) マニュアルの作成に係る経費のうち、印刷製本費、謝金等とする。

キ 盆栽等の育苗期間短縮化技術、効果的・効率的な隔離栽培や消毒方法等の実証

(ア) 検討会の開催に係る経費のうち、通信運搬費、印刷製本費、委員旅費、専門家旅費、謝金、賃金等とする。

(イ) 盆栽や植木の育苗期間短縮化技術の実証及び販売評価調査に係る経費のうち、実証に必要な備品費、通信運搬費、借上げ費（ほ場、温室等）、印刷製本費、消耗品費、専門家旅費、謝金、賃金、委託費等とする。ただし、自らの営利活動に要する経費を除く。

(ウ) 盆栽や植木、鉢物の効果的・効率的な隔離栽培や消毒方法等の実証及び販売評価調査に係る経費のうち、実証に必要な備品費、通信運搬費、借上げ費（ほ場、温室、網室等）、印刷製本費、消耗品費、専門家旅費、謝金、賃金、委託費等とする。ただし、自らの営利活動に要する経費を除く。

(エ) マニュアルの作成に係る経費のうち、印刷製本費、謝金等とする。

(3) 国産花きの需要拡大

ア フラワーコンテスト、シンポジウム等の開催

(ア) 検討会の開催に係る経費のうち、通信運搬費、印刷製本費、委員旅費、専門家旅費、謝金、賃金等とする。

(イ) フラワーコンテスト、花文化の展示会等の開催に係る経費のうち、会場借料、通信運搬費、印刷製本費、消耗品費、専門家旅費、謝金、賃金、委託費等とする。

(ウ) シンポジウム、講演等の開催に係る経費のうち、会場借料、通信運搬費、印刷製本費、消耗品費、専門家旅費、謝金、賃金、委託費等とする。

(エ) 効果分析の実施に係る経費のうち、通信運搬費、印刷製本費、賃金、委託費等とする。

イ 学校・福祉施設等での花育体験推進

(ア) 検討会の開催に係る経費のうち、通信運搬費、印刷製本費、委員旅費、専門家旅費、謝金、賃金等とする。

(イ) 花育体験及び福祉園芸体験の実施に係る経費のうち、印刷製本費、消耗

品費、専門家旅費、謝金等とする。

(ウ) 花きの効用の普及に係る経費のうち、印刷製本費、消耗品費、専門家旅費、謝金等とする。

(エ) 効果分析の実施に係る経費のうち、通信運搬費、印刷製本費、賃金、委託費等とする。

2 全国推進事業

くらしに花を取り入れる新需要創出事業

(1) 検討会の開催に係る経費のうち、通信運搬費、印刷製本費、委員旅費、専門家旅費、謝金、賃金等とする。

(2) 全国普及活動及び効果分析の実施

ア 花きの利用増進のための異業種と連携した講演・展示等の実施に係る経費のうち、会場借料、通信運搬費、印刷製本費、消耗品費、専門家旅費、謝金、賃金、委託費等とする。

イ 新たな物目を創出・普及するための活動の実施に係る経費のうち、会場借料、通信運搬費、印刷製本費、消耗品費、専門家旅費、謝金、賃金、委託費等とする。

ウ 効果分析の実施に係る経費のうち通信運搬費、印刷製本費、賃金、委託費等とする。

(3) 花き活用パンフレット等の作成に係る経費のうち、通信運搬費、印刷製本費、賃金、委託費等とする。

(4) ホームページの作成に係る経費のうち、通信運搬費、賃金、委託費等とする。

3 いずれの事業を行う場合も、次の取組は、助成の対象としない。

(1) その成果について、その利用を制限し、公共の用に供さない取組

(2) 特定の個人又は法人の資産形成又は販売促進につながる取組

第11 補助率

補助率は、定額とする。

第12 事業の実施基準

事業を実施する場合の実施基準は次に掲げるものとする。

1 地区推進事業

(1) 花き関係者の連携への支援

ア 第3の1の(1)のイの出荷時期の調整や共通ブランドの立ち上げ、技術交流会や生産技術マニュアルの作成等の取組を実施する場合、関係する地域協議会が相互に了解した上で取り組むものとする。

(2) 国産花きの強みを活かす生産・供給体制の強化

ア 第3の1の(2)のウの(イ)の実証は複数県の生産地及び販売店が参加するものとし、1地区当たり参加する生産地は2産地以上、販売店舗は5店舗以上とする。

イ 第3の1の(2)を行うに当たって切り花類の段ボール輸送を伴う場合に

あつては、段ボールは、平成28年度国産花きイノベーション事業で実証した切花標準容器サイズに適合した仕様のもの（http://www.jfma.jp/pdf/kiribana_170329.pdf）を用いるよう努めるものとする。

ウ 第3の1の(2)を行うに当たっては、担い手の不足や高齢化など生産現場が直面する課題に対応し、農業における生産性を向上させるため、先進技術の導入など科学技術イノベーションに資する取組となるよう努めるものとする。

(3) 国産花きの需要拡大

第3の1の(3)を行うに当たっては、第3の1の(2)のいずれかの取組を必ず行うものとする。

ア フラワーコンテスト、シンポジウム等の開催

(ア) 第3の1の(3)のアの(ア)の検討会は必ず行うものとする。なお、開催に当たっては地域協議会と併せて行うことができるものとする。

(イ) 第3の1の(3)のアの(ア)の検討会は催しの開催前に行うほか、開催後にも総括のために行うこととする。

(ウ) 第3の1の(3)のアの(イ)のaからcまで並びに第3の1の(3)のアの(ウ)のa及びbの取組のうち、1つ以上は必ず行うものとする。

イ 学校・福祉施設等での花育体験推進

(ア) 第3の1の(3)のイの(ア)の検討会は必ず行うものとする。なお、開催に当たっては地域協議会と併せて行うことができるものとする。

(イ) 第3の1の(3)のイの(ア)の検討会の開催に際しては、学校等での花育体験を実施する場合は学校関係者等を、福祉施設等での福祉園芸体験を実施する場合は福祉関係者等を、それぞれ必ず参加させるものとする。

(ウ) 学校等での花育体験又は福祉施設等での福祉園芸体験のいずれかを必ず実施するものとする。

(エ) 第3の1の(3)のイの(エ)のアンケートは、花育及び福祉園芸体験者の反応をとりまとめることができる者（教師、花育指導士、園芸療法士等）に対して、必ず行うものとする。実施後の追跡調査についても必ず行い、結果を取りまとめるものとする。

(オ) 事業終了後も自ら又はその構成員が実施することが見込まれるものを助成の対象とする。

2 全国推進事業

(1) 第3の2の(1)の検討会には、花きの生産、流通、小売の各関係者が必ず参加するものとする。

(2) 第3の2の(2)の全国普及活動の実施に当たっては、実施場所が一部の地域に偏らないようにするものとする。

(3) 成果を普及するため、新聞、図書、雑誌論文等の印刷物やインターネット等で事業における成果等を公表するほか、地域協議会等の取組に情報・技術の提供をするものとする。

(4) 事業実施主体は、本事業で作成したマニュアル等の成果物について、事業終

了後、翌年度以降の事業実施主体が当該成果物を利用した活動を円滑に行うことができるよう必要な協力を努めるものとする。

- 3 事業で得られた成果を普及するため、事業実施主体は、生産局長が事業による成果の普及を図ろうとするときには、これに協力するものとする。

第13 その他

1 農山漁村の男女共同参画社会の形成の推進

事業の実施に当たっては、「農山漁村の男女共同参画社会の形成に関する総合的な推進について」（平成11年11月1日付け11農産第6825号農林水産省経済局長、統計情報部長、構造改善局長、農産園芸局長、畜産局長、食品流通局長、農林水産技術会議事務局長、食糧庁長官、水産庁長官通知）に基づく男女共同参画社会の形成に向けた施策の着実な推進に配慮するものとする。

2 園芸用使用済みプラスチック等の適正処理

園芸用使用済みプラスチック等の適正かつ円滑な処理を推進するため、事業実施主体は、事業実施地区等において、「産業廃棄物管理票制度の運用について」（平成23年3月17日付け環廃産第110317001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）、「園芸用使用済みプラスチック適正処理に関する指導について」（平成7年10月23日付け7食流第4208号農林水産省食品流通局長通知）等に基づき、園芸用使用済みプラスチック等の適正処理を推進するための組織的な回収・処理体制の整備がなされるよう努めるものとする。

3 農業における生産性革命の推進

事業の実施に当たっては、「科学技術基本計画」（平成28年1月22日閣議決定）に基づき、農業における生産性革命を推進するため、先進技術等を活用してイノベーションを創出することにより、生産現場に実装可能な省力化・低コスト化等に資する取組となるよう努めるものとする。

別紙 1

国産花きイノベーション推進事業補助対象経費

国産花きイノベーション推進事業に要する経費は、次の費目ごとに整理することとする。

費目	細目	内容	注意点
備品費		事業を実施するために直接必要な試験・調査備品の経費 ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。	・取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則3社以上、該当する設備備品を1社しか扱っていない場合は除く）やカタログ等を添付すること。
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な催事等を開催する場合の会場費として支払われる経費	・ただし、事業内容等を検討するための会議等を開催する場合の会場費は除く。
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代及び運送代の経費	・切手は物品受払簿で管理すること。
	借上げ費	事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、運搬機器（保冷車を含む）、消毒機器、検査・分析機器、差圧予冷庫、冷凍冷蔵コンテナ及びほ場、栽培施設、低温化設備や花き加工用機器、鮮度管理用機器等の借上げ経費	・借上げの際は見積書（原則3社以上、該当する機器等を1社しか扱っていない場合を除く）やカタログ等を添付すること。
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書及び参考文献の経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものは除く。
	原材料費	事業を実施するために直接必要な試作品の開発	・原材料は物品受払簿で管理すること。

		や試験等に必要な原材料の経費	
	消耗品費	<p>事業を実施するために直接必要な以下の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額（3万円未満）な物品の経費 ・ CD-ROM等の少額（3万円未満）な記録媒体 ・ 試験等に用いる少額（3万円未満）な器具 ・ 花材費（販売用は除く） <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消耗品は物品受払簿で管理すること。
旅費	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議への出席、技術指導等の旅費として、依頼した委員に支払う経費	
	専門家旅費	事業を実施するために直接必要な資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の旅費として専門家に支払う経費	
謝金		事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること ・ 事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
賃金		事業を実施するために直接必要な業務を目的として本事業を実施する事業実施主体が雇用した者に対して	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・ 補助事業従事者別の出勤簿

		支払う実働に応じた対価 (日給又は時間給)の経費)	及び作業日誌を整備すること。
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部分(例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等)を他の者(応募団体が民間企業の場合、自社を含む。)に委託するために必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の50%未満とすること。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
役務費		事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り立たない分析、試験、加工等を専ら行う経費	<ul style="list-style-type: none"> ・試作品の製作・加工について他者に設計図を示して製作・加工を行ってもらった場合の費用を含む。
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金等について、受託出張に係る間接経費を含む。
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	

- 1 賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」(平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知)に定めるところにより取り扱うものとする。
- 2 上記欄の経費であっても、以下の場合にあっては認めないものとする。
 - (1) 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
 - (2) 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合